

2006年11月24日

産業構造審議会 消費経済部会
製品安全小委員会事務局 御中

全国消費者団体連絡会
PLオンブズ会議
〒102-0085 千代田区六番町 15
Tel:03-5216-6024
Fax:03-5216-6036

産業構造審議会 消費経済部会 製品安全小委員会 中間取りまとめ(案)
「消費者の視点に立った製品安全の確保を目指して」に関する意見

1. 「はじめに」 ~消費者の「責任」について

【意見概要】消費者基本法や消費者契約法にあるように、消費者と事業者との間には大きな情報格差があります。構造的な違いを配慮して、対策が検討されていくことが必要だと考えます。

【意見・理由】製品安全については、第一義的には事業者が安全な商品を市場に投入するということが事業者の重要な責務・社会的責任であることをまず強調すべきだと考えます。

消費者基本法や消費者契約法にあるように、消費者と事業者との間には大きな情報格差があります。消費者がより自律的な行動をとるためには、消費者への適切な情報提供が必要です。(案)では、「商品選択の際に価格のみに着目するのではなく」とありますが、現実的には価格だけでなく、事業者の広告や巧みなセールストークにより選択する場合も多いのが現状です。市場のプレーヤーとしての事業者と消費者ですが、一連の重大製品事故の多発を受けて、標題にあるように「消費者の視点に立った…」施策とするのであれば、事業者の責任と消費者の責任の重さや扱いは違います。消費者基本法では、事業者の責務も規定し消費者の権利を尊重した対応を求めています。そういう構造的な違いを配慮して、対策が検討されていくことが必要だと考えます。

2. 事故情報の報告の義務化について

(1) P.4 2 - (1) -

【意見概要】従来の制度の欠陥を補う形で報告の義務化を明記したことは、前進であり評価しています。

(2) P.4 2 - (1) -

【意見概要】製品事故についても事業者に義務づけた点(34条) また、製品事故・重大製品事故とも2条で「発生のおそれのあるもの」も含め、事故対象がより広くなり評価します。

【意見・理由】重大製品事故だけでなく、製品事故についても事業者に情報の収集と消費者への提供を責務として義務づけた点(34条) また、製品事故・重大製品

事故とも、その定義（２条）において、「発生のおそれのあるもの」も含めたことは、より広く事故情報を収集することにつながり、評価できます。

(3)P.4 2 - (1) -

【意見概要】「関係政府機関においては、事故情報が組織間で有効に活用」とありますが、機関名や有効活用の内容を具体的に明示して検討していく必要があります。

(4)P.5 2 - (2) -

【意見概要】受付窓口の設置については「受付窓口の設置など必要な措置を講じ、販売事業者が速やかな通知ができるように務めなければならない」とするべきだと考えます。

【意見・理由】販売事業者等が製造事業者・輸入事業者に速やかに通知できるように、受付窓口の設置について「配慮が必要」としてはいますが、曖昧です。「受付窓口の設置など必要な措置を講じ、販売事業者が速やかな通知ができるように務めなければならない」とするべきだと考えます。

(5)P.5 2 - (2) -

【意見概要】製造・輸入事業者は、対応策について提供した販売事業者だけでなく、該当商品を卸している他の販売先にも提供し、卸先から迅速な協力・対応が得られるようにすべきです。

【意見・理由】販売事業者から事故情報を受けた製造・輸入事業者は、対応策について提供した販売事業者に情報提供するのは当然ですが、製造・輸入事業者が該当商品を卸している他の販売先にも情報提供し、消費者への情報提供や、もし回収等の必要な場合は迅速な協力・対応が得られるようにしていくべきです。

(6)P.6 2 - (2) -

【意見概要】「今回の報告義務化に関する周知を徹底すべきである」としていることについては、賛成です。業界団体や自治体の協力も得ながら周知徹底を図ることが必要だと考えます。

【意見・理由】「今回の報告義務化に関する周知を徹底すべきである」としていることについては、賛成です。様々な事業者が存在する中で、関心の薄い事業者、あるいは報告義務化に対し協力的でない事業者の存在も予想されます。報告義務を果たした方が、結局は企業にとってメリットが大きいことも含めて、業界団体や自治体の協力も得ながら周知徹底を図ることが必要だと考えます。

(7)P.6 2 - (2) -

【意見概要】37条がありますが、現実には報告を怠り事故が起る事例もある中で、報告の義務化の実効性を高める方法はないのか、検討課題とする必要があるのではないのでしょうか。

【意見・理由】事故情報を隠し、報告を怠る事業者、虚偽の報告をする事業者が出てきた場合は、大臣がその事業者に対し、情報収集や管理など必要な体制の整備を命ずることになっています（37条）。現実には報告を怠る事例もある中で、こうした事業者が出てこないようにするには、どうしていったらよいのか。報告の義務化について、より実効性を高める方法はないのか、今後の検討課題としていく必要が

あるのではないのでしょうか。

(8)P.6 2 - (3) -

【意見概要】報告義務化の対象の例外を「自動車…等」としてはいますが、例外となる製品群を具体的に明示し、例外以外は全て対象となることを明確にして検討していく必要があります。

【意見・理由】事故報告義務化の対象となる製品については、例外として、「自動車、化粧品、医療品等」としてはいますが、例外となる製品群を具体的に明示してください。「他の法令により個別に規制されて」おり、重大事故の報告を受けた場合はその「事務を所掌する大臣に通知する」(35条)ことになっています。例外を明示し、それ以外製品は全て対象となることを明確にして、今後の検討をすすめる必要があると考えます。

(9)P.8 2 - (6) - 及び、P.9 2 - (6) -

【意見概要】報告を迷う場合は、まず報告することにするべきではないかと考えます。HPでは、「報告を必要とするケース」もあわせて順次公開していくべきではないかと考えます。

【意見・理由】報告義務化の対象事故については、「自動的に対象外とすべきもの」と「個別に判断を要するもの」とに分けています。製造・輸入事業者が報告すべきかどうか迷う場合が多いと思われま。製造・輸入事業者は「可能な限り幅広く」「報告することが望ましい」としてはいますが、迷う場合は、まず報告することにするべきではないかと考えます。また、報告制度運用に伴い、報告を要しないケースを経済産業省のホームページに順次公開するとありますが、「報告を必要とするケース」もあわせて順次公開していくことが、事業者の迷いを削減することにつながると考えます。

(10) P.9 2 - (6) -

【意見概要】第三者委員会には、専門家・弁護士・学識者とともに、マスコミや消費者団体も委員とするべきだと考えます。

【意見・理由】報告対象か否かについての行政庁の恣意的な裁量を制限するために、第三者委員会を設置するとありますが、製品事故等に詳しい専門家・弁護士・学識者とともに、マスコミや消費者団体も委員とし、専門性・透明性を確保する必要があります。

3 . 国による事故情報の公表について

(1)P.10 3 - - a)

【意見概要】事故発生の実態について、マスメディアの活用を追求すべく、関係機関への働きかけを要望します。その場合の費用面での負担軽減策にも配慮・検討される必要があると考えます。

【意見・理由】事故発生の実態について経済産業省のホームページで公表としています。しかし消費者・国民に周知するには、ホームページだけでは限界があります。広く・速く知らせるには、テレビやラジオ、新聞等のマスメディアの活用が効果的です。テレビ・ラジオでの一定時間を「くらしの安全・安心」の番組として、製品の

事故情報・リコール情報等を中心に放送できるように、経済産業省から関係機関への協力依頼・働きかけを要望します。費用面では、マスメディアが社会の公器として役割を発揮していただくよう、政府としてマスメディアに協力要請を追求してください。中小企業では、費用負担が困難な企業もあり得ます。「身近な安全・安心の確保」は政府の方針となっています。国の広報予算の活用検討も含め、消費者・国民の生命・身体・財産を守る国の役割の発揮を要望します。

(2) P.10 3 - b)

【意見概要】公表については、第一段階から事業者名、製品機種・型式まで公表し消費者がわかるようにすることを要望します。

【意見・理由】公表について(案)では、第1段階では製品一般名、事故概要などだけで、重大な危害の発生・拡大防止の観点から必要がある場合は、事業者名、機種・型式も含め公表となっています。しかし、製品一般名だけでは、消費者・国民は自宅の製品が継続して使用して大丈夫なのか、心配であり不安が残ります。公表については、第1段階から、事業者名や製品名・型式名がわかるように公表をすることを要望します。(案)の通りの2段階での公表であっても、事業者が自主的に事業者名・製品名・型式名を公表すると意思表示をした場合は、第1段階から公表とする道も用意するべきだと考えます。「消費者視点に立った」事業者が育成される方向につながるのではないのでしょうか。

5. その他

(1) P.11 5 - (1)

【意見概要】広く情報収集する仕組みの検討や、情報の一元的集約・分析・情報提供などができる制度・体制づくりの検討が必要だと考えます。

【意見・理由】任意の製品事故報告制度について、継続して実施していくことになっています。今回の法改正では、重大事故についての報告の義務化となっていますが、重大事故に至らないまでも、ヒヤリ・ハット体験などが積み重なり重大事故に至っているケースが多いと言われています。国土交通省のホームページでは、自動車の不具合情報について、インターネットで一般ユーザーから受け付けており、その内容を一般公表もして活用しています。重大事故を防止するためには、できるだけこうした情報を収集し、重大事故に至らないか専門家による分析が行なわれる体制をとっておく必要があります。

また、今回の法改正では(32条など)「危害の発生及び拡大を防止」と新たに「発生」を追加しています。発生防止・未然防止につながるようにするには、情報の共有化と有効活用が肝要で、それを保障する体制づくりが必要になってきます。製造・輸入事業者だけでなく、流通など中間事業者、消費生活センター、国民生活センター、PLセンター、消費者など、各方面からの情報が一元的に集約され、分析され、情報提供されていくための制度・体制づくりの検討が必要だと考えます。

(2) P.11 5 - (2)

【意見概要】コンプライアンス・プログラムの現時点での即効性・有効性について疑問があり、表彰制度も納得感が薄いように考えます。

【意見・理由】コンプライアンス・プログラムについては、現実問題として、企業のコンプライアンス、企業の社会的責任が定着しているとは言えない状況の中では、重大事故の続発を受けての対策としては、その有効性・即効性について信頼感がありません。インセンティブとしての優良企業の「表彰制度」も、そういう中では制度実施について納得感が薄いのが実情のように考えます。

(3) P.12 5 - (5)

【意見概要】消費者の積極的な相談や苦情の申し出も重要と考えます。

【意見・理由】自らの安全を守る消費者の自覚的行動として、(案)にあるように安全な製品の選択、製品回収への協力、製品の点検などは必要です。さらに、製品による事故、ヒヤリ・ハット体験など、情報発信が必要なものについては、消費者が相談や苦情の申し出を積極的に行なうことも重要です。企業にとっても製品の改善につながり、必要な情報は政府によって公開され広く共有化されることで、事故防止につながっていきます。

以上